

平成12年4月から

# 介護保険制度

## が始まります

「要介護認定」の申請は、平成11年10月から始まります。

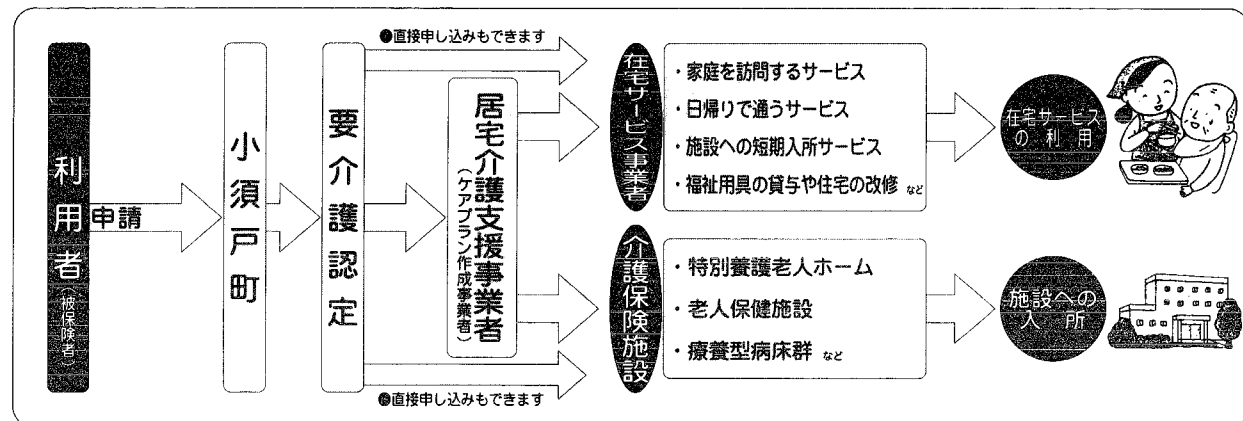
### 介護保険の ねらい

- ①介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。
- ②身近なケアプラン作成事業者に相談すれば、これまで福祉と医療に分かれ、窓口も別々で利用しにくかった介護サービスを総合的に受けられる利用しやすい仕組みです。
- ③社会保険の仕組みにより、受けられる介護サービスと保険料との関係が分かりやすい仕組みです。

### 介護保険の あらまし

- 制度の運営主体（保険者）は、小須戸町です。
- 制度のスタートは、平成12年4月からです。
- 「要介護認定」の申請は、平成11年10月から始まります。
- 介護保険に加入するのは、40歳以上の方です。
- 寝たきりや痴呆などの場合にサービスが受けられます。
  - ・65歳以上の方（第1号被保険者）  
常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合にサービスが受けられます。
  - ・40歳から64歳までの方（第2号被保険者）  
初老期の痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる病気により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

### 介護サービスを受けるまでの手続きの流れ



# 介護保険で受けられるサービス

介護保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で、自立した生活ができるよう、必要な福祉サービス、医療サービスを総合的に受けられる仕組みをめざしています。

特に在宅サービスについては、高齢者夫婦世帯でどちらか一人が寝たきりになっても、自宅で暮らし続けられるようなサービスの水準をめざし、充実を図ります。

### 【在宅サービス】

- 家庭を訪問するサービス
  - ・ホームヘルパーの訪問 [訪問介護]
  - ・看護婦などの訪問 [訪問看護]
  - ・リハビリの専門職の訪問 [訪問リハビリテーション]
  - ・入浴チームの訪問 [訪問入浴介護]
  - ・医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導 [居宅療養管理指導]
- 日帰りで通うサービス
  - ・日帰り介護施設（デイサービスセンター）などへの通所 [通所介護（機能訓練、食事や入浴など）]
  - ・老人保健施設などへの通所 [通所リハビリテーション（デイケア）]
- 施設への短期入所サービス
  - ・特別養護老人ホームや老人保健施設などへの短期入所 [短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）]
- 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修
  - ・福祉用具の貸与
  - ・福祉用具の購入費の支給
  - ・住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）の支給
- その他
  - ・痴呆性老人のグループホーム [痴呆対応型共同生活介護]
  - ・有料老人ホームなどでの介護 [特定施設入所者生活介護]
- 介護サービス計画の作成

### 【施設サービス】

- 特別養護老人ホーム [介護老人福祉施設]
- 老人保健施設 [介護老人保健施設]
- 介護職員が手厚く配置された病院など [介護療養型医療施設]
  - ・療養型病床群
  - ・老人性痴呆疾患療養病棟
  - ・介護力強化病院（平成14年度末まで）

### 要支援状態

家事など日常生活に支援が必要な状態

（要支援状態の方は、施設サービスは受けられません。）



### 要介護状態

寝たきり、痴呆などで常に介護を必要とする状態

（要介護状態の方は、在宅・施設両方のサービスが受けられます。）

